

【保存版】

横浜市立富岡小学校PTA 規約 & ハンドブック



横浜市立富岡小学校PTA発行

横浜市立富岡小学校
PTA規約

令和6年4月発行

第一章　総　則

第 1 条　本会は富岡小学校 P T A といい、事務所を同校内に置く。

第二章　目的及び活動

第 2 条　本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条　本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 会員相互の教養の向上と親睦をはかる。
2. 民主教育に対する理解を深め、これを推進する。
3. 保護者と教職員と地域社会との協力を促進して、児童の心身の健全な発達をはかる。
4. 学校の教育的環境の整備に協力し、公立学校施設充実のために公費増額の実現を促す。
5. その他、前条の目的達成に必要な活動をする。

第三章　方　針

第 4 条　本会は自主独立のものであって、営利を目的とせず、いかなる政党をも支持せず、いかなる団体の支配、統制、干渉を受けない。

第 5 条　本会は学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第 6 条　本会は学校の財政的維持に関しては直接責任を負わない。

第四章　会　員

第 7 条　本会は本校に在籍する児童の保護者及び、教職員を会員とする。

第 8 条　会員は全て平等な権利と義務を有する。ただし、総会の定足数及びその議決、臨時総会開催の要求については、世帯またはこれに準ずるものを単位に権利を有するものとする。

第五章　会　計

第 9 条　本会の経費は会費、事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。

第 10 条　本会の会費は一世帯月額 250 円 11 か月分とする。

なお、特別の事情がある場合は、これを減免することができる。

第 11 条　本会の經理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 12 条　本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第 13 条　本会の金銭及び財産は、この会の目的達成のため以外には、支出または使用してはならない。

第 14 条　本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第六章　役　員

第 15 条　本会の役員は次の通りとする。

会長　1 名

副会長 2 ~ 3 名

書記 3 ~ 5 名 (教職員 1 名・保護者 2 ~ 4 名)

会計 2 ~ 3 名 (副校長・保護者 1 ~ 2 名)

ただし、各年度の定員はこの人数を原則とし、推薦活動の状況に応じて推薦委員会にて決定する。

第 16 条　役員の就任は 4 月 1 日とし、その任期は 1 年とする。ただし再任は妨げないが、兼任は認めない。

第 17 条　会長は次の職務を行う。

1. 会長は本会を代表する。
2. 総会、役員会、実行委員会を招集し、主宰する。
3. 会長は役員候補者推薦委員会を除き、すべての会合に出席して意見を述べることができる。

第 18 条　副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は職務を代行する。ただし会長に欠員を生じた場合は、副会長の一人が会長に就任し、任期は前任者の残任期間とする。

第 19 条　会計は次の職務を行う。

1. 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 総会において、会計監査委員の監査を経て、決算報告をする。

3. 予算の立案成立について協力する。

第20条 書記は次の業務を行う。

1. 総会及び実行委員会の議事並びに本会の活動に関する必要事項を記録する。
2. 記録その他の書類を保管する。
3. 会長の指示により、本会の庶務を行う。
4. 安全教育振興会の業務を担当する。

第21条 役員会は役員及び校長、副校長をもって構成され、必要に応じて開く。

第七章 会計監査委員

第22条 この会の会計を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第23条 会計監査委員は3月総会で選出され、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

第24条 会計監査委員は定期総会において会計監査の結果を報告する。

第25条 会計監査委員は年度末に会計監査を行い、また必要に応じて臨時に会計監査をする。

第八章 役員及び会計監査委員の選出

第26条 役員及び会計監査委員選出のため推薦委員を構成する。

1. 推荐委員会の構成は次の通りとする。
 - (1) 各学年1名(1年生を除く)
 - (2) 副校長・教職員(1名)
2. 推荐委員は12月までに全会員に用紙を配布し、推薦委員を除く全会員から候補者を募る。
この結果を尊重して選考する。
3. 役員及び会計監査委員の候補者を公表する前には、本人の同意を得なければならない。
4. 推荐された役員及び会計監査委員の候補者氏名は、3月総会以前に全会員に告示する。
5. 役員候補者の追加氏名は、総会の三日前までに会長に申し出なければならない。
この場合、会長はただちに選挙管理委員会を設ける。
6. 役員及び会計監査委員は、3月総会において多数決で選出する。

第九章 総 会

第27条 毎年次の総会を開く。

(1) 5月総会

決算報告の承認、活動計画の報告、予算の審議及び承認、実行委員会構成者及び会計監査委員の紹介、
その他の審議事項

(2) 3月総会

今年度活動報告、新年度役員及び会計監査委員の選出、その他の審議事項並びに就任挨拶

第28条 総会の成立は、委任状を含めた会員の5分の1以上とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第29条 実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の同意をもって要求のあった場合には、会長が臨時総会を招集する。

第十章 実行委員会

第30条 実行委員会は次の通り構成される。

1. 役員
2. 常任委員会の正副委員長 2名(代理も可)
3. 校長または副校長

第31条 実行委員会は次の任務を行う。

1. 各委員会によって立案された活動計画を審議検討する。
2. 総会に提出する報告書を作成し報告する。
3. 必要ある場合は特別委員会を設ける
4. その委員会により委任された事務を処理する。
5. 役員に欠員を生じた時は、これを補充する選考委員会を設ける。
6. その他必要な事項。

- 第32条 実行委員会は原則として毎月一回開かれ、また会長が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。
第33条 実行委員会は委員の半数以上の出席によって成立する。
第34条 実行委員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

第十一章 常任委員会

第35条 常任委員会の部門及び任務は次の通りとする。

1. 学年委員会

第二章 第2条、第3条の「目的及び活動」に基づき、その目的達成のため以下の活動をする。
(1) 意思の疎通をはかるため保護者、教員間の連絡につとめる。
(2) 会員相互の向上に寄与する。
(3) 児童の学習環境の整備及び学校計画に協力する。
(4) 会員の教養を高めるための成人教育の企画運営。
(5) 保健教育及び安全教育の振興に協力する。
(6) 本会の趣旨徹底をはかるため会報を発行し、情報の伝達、意見交換につとめる。

2. 推薦委員会

役員及び会計監査委員を選出する。

3. 校外委員会

児童の校外生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活を指導する。

第36条 常任委員の選出及び常任委員の構成は次の通りとする。

1. 各常任委員会は学年より選出された委員及び教職員によって構成する。

ただし、校外委員会は各地区より若干名ずつ選出された校外委員及び教職員によって構成する。

2. 各常任委員会の委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

3. 原則として、前年度の委員経験者のうち若干名は、5月末まで助言者として各常任委員会に協力する。

第37条 常任委員会の活動計画はすべて実行委員会にはからなければならない。

第38条 常任委員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

第十二章 学年委員会

第39条 (1) 学年委員は必要に応じて学年より選出された委員全員を招集し、学年委員会を開き、各学年として連携をはかることができる。
(2) 全委員は学年委員会を開催するよう学年委員に要求することができる。
5分の1以上の委員の要求があった場合、学年委員はこれを開催しなければならない。

第十三章 個人情報取り扱い

第40条 個人情報については、個人情報保護法の主旨に則し、その取り扱い・管理には充分に留意しなければならない。
1. 本会の活動を通じて取得した個人情報については、本会の活動のみの利用とし、目的以外には利用しないこと。
2. 取り扱い及び管理については、本会より取り扱いの権限を与えられた会員のみがこれを行う。
3. 第三者に提供する場合は本人の同意を得た上で、提供先についての記録を作成し、保存する。
4. 年度末やその目的が終了した時点で、速やかに破棄すること。

第十四章 規約の改正

第41条 規約は、総会において、出席者の3分の2以上の議決により改正することができる。

第42条 改正案は、総会開催の少なくとも一週間前には、全会員に知らせなければならない。

細 則

第43条 実行委員会は、本規約に反しないかぎりにおいて細則を制定し、改廃することができる。
ただし、結果は次期総会に報告しなければならない。

第十五章 付 則

第44条 本規約は昭和49年5月1日をもって実施する。
改正 平成12年3月2日 (第35条・39条)
改正 平成15年1月14日 (第15条)
改正 平成16年12月9日 (第35条・39条)
改正 平成24年5月18日 (第10条)
改正 平成28年12月14日 (第26条・35条・36条・39条)
改正 平成29年5月19日 (第十三章)
改正 令和元年3月13日 (第15条)
改正 令和2年3月9日 (第15条・第32条)

－ 富岡小学校 P T A 慶弔内規 －

- 第 1 条 富岡小学校 P T A は、本会の会員ならびに学校関係者の慶弔に際し、規約第 43 条により、慶弔の意を表する。
- 第 2 条 この内規の対象となる慶弔事項とその処置は、次の通りとする。

		転退任	死亡	病気災害見舞	慶事
T 会 員	本人	◎花束(3,000 円)	◎全会員に通知=学校長名 10,000 円と供花 供花 (原則として花輪か生花 事情によって花輪代 15,000 円)	◎病気 (入院を伴い1ヶ月以上) 5,000 円 ◎火災・災害 10,000 円	◎結婚 5,000 円 ◎出産 3,000 円 ◎他団体からの表彰 3,000 円
	家族		◎通知範囲は状況により役員会 で協議 ◎配偶者・父母 5,000 円と供花 供花 (原則として花輪か生花 事情によって花輪代 15,000 円)		
P 会 員	本人		◎全会員に通知=校長名・会長名 ※ご家族に確認をとり了解を得る 10,000 円と供花 供花 (原則として花輪か生花 事情によって花輪代 15,000 円)	◎火災・災害 10,000 円	
	在校児		◎全会員に通知=校長名・会長名 ※ご家族に確認をとり了解を得る 10,000 円と供花 供花 (原則として花輪か生花 事情によって花輪代 15,000 円)	◎病気欠席 (入院を伴い1ヶ月以上) 5,000 円	
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の任用職員には P T A に入会してもらう。 ・地域関係者、旧役員、旧職員については、その都度役員会で協議し決定する。 <p>※ P 会員本人は、児童の保護者(両親)もしくはそれに準ずる人をいう。</p>			

第 3 条 前の各条に定められていない場合ならびに学校関係者の慶弔で、会長が必要と認めるときの処理については、役員会で協議し決定することができる。

第 4 条 この内規の対象となる慶弔事項が生じたときは、その情報を学校より会長に連絡し、会長より役員・実行委員それぞれ伝達するものとする。

第 5 条 前の各条の慶弔事項は P T A 発行の書面により会員に報告するものとする。

第 6 条 この内規は、実行委員会において委員の 3 分の 2 以上の賛成によって改廃することができる。

- 付 則
- (1) この内規は平成 11 年 1 月 1 日より施行する。
 - (2) この内規は平成 15 年 2 月 20 日一部改正施行する。
 - (3) この内規は平成 16 年 5 月 24 日一部改正施行する。
 - (4) この内規は令和 2 年 3 月 9 日一部改正施行する。



横浜市立富岡小学校
PTAハンドブック

令和6年4月発行



富岡小学校「PTAハンドブックについて」

- このハンドブックは、PTA活動に参加をする際にご活用ください。
- 委員選考の際には必ずお読みください。
- 卒業時まで大切に保管してください。
- ハンドブックに変更点がある場合は、PTAから隨時お知らせいたします。
その際には、各自ご家庭で訂正をしてくださいよう、お願いいいたします。
- ハンドブックで使用される用語につきましては、次のように定義をします。

会 員・・・保護者および教職員も含むPTA会員

保護者・・・PTA会員のうちの保護者

児 童・・・PTA会員の保護者の児童

家庭数・・・PTA活動を行う世帯の数

児童数・・・PTA活動を行う保護者全員の児童の数

目次

1 富岡小学校 PTA のしくみ	1
1-1 P T A とは	1
1-2 P T Aの組織	1
1-3 役員会（P T A執行部）	2
① 会長	2
② 副会長	2
③ 書記	3
④ 会計	3
1-4 会計監査委員	3
1-5 実行委員会	3
1-6 委員会活動 — <常任委員会> 学年委員会・推薦委員会・校外委員会	4
委員会の構成員と役割	4
① 学年委員会	4
② 推薦委員会	5
③ 校外委員会	5
1-7 係（お手伝い要請・ボランティア要請）	6
2 委員選出および係の募集について	7
2-1 選出の基本ルール	7
2-2 委員の選出方法	7
① 役員（P T A執行部）	7
② 学年委員	7
③ 推薦委員	7
学年委員・推薦委員の選出方法と手順	8
④ 校外委員	9
2-3 係の募集	9
3 委員活動 および 係活動の免除	10
3-1 委員活動の免除	10
役員・委員実績による免除	10
3-2 係活動の免除	10
役員・委員実績による免除	10
4 P T A活動記録票	11
5 P T A会費	11
6 転出入について	11
6-1 転出される方	11
6-2 転入された方	11
7 学校ボランティアについて	12
7-1 学校ボランティア	12
7-2 学校ボランティアの募集方法	12

8 保険	12
8-1 日本スポーツ振興センターの保険	12
8-2 安全教育振興会（安振会）の保険、安振会賠償責任補償制度	12
8-3 市P連団体傷害保険	13
9 その他	14
9-1 金沢警察署情報発信メール	14
9-2 地域の見守り活動	14
① 世話人	14
② 旗振り	14
③ こども110番の家	15
④ 学援隊	15



1 富岡小学校 PTA のしくみ

1-1 PTA とは

Parent (父母) – Teacher (先生) – Association (会)

の頭文字をとった「保護者と教職員の会」の略称です。子どもたちが心身ともに健全な成長をしていくため、保護者・先生方が協力し合い、よりよい環境を整えていく活動組織です。

富岡小学校PTAは、保護者と学校が連携し、誰もが活動に参加しやすいPTA活動を目指しています。保護者の皆様には「児童1名につき6年間の中で1回以上の委員会活動への参加」、そして「毎年1家庭で委員、または、係を1回担当する」というご協力をお願いしております。

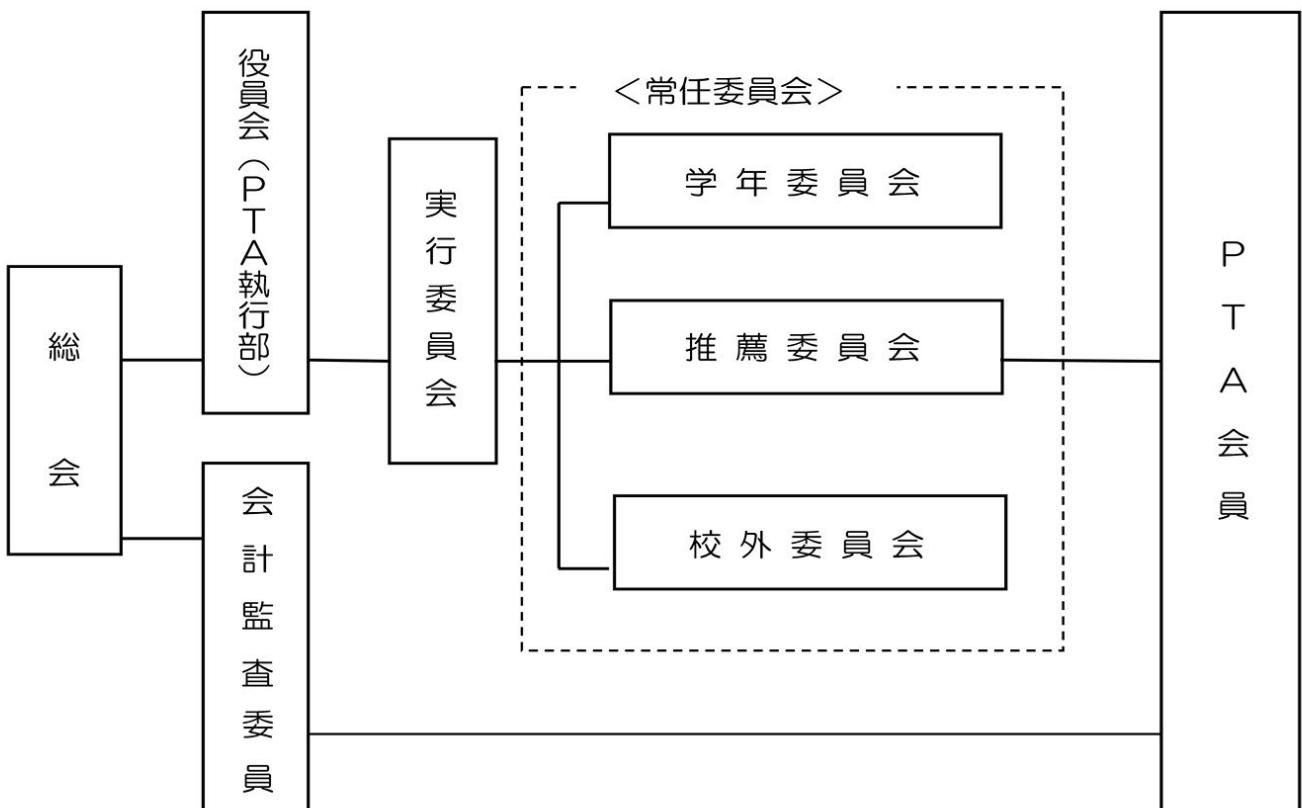
PTA活動を、保護者・先生方・相互間共に子育てをするための学習の場として、有意義な時間と捉え、皆様に積極的に参加していただけたらと願っております。



1-2 PTAの組織

富岡小学校PTAは次のように組織をして活動しています。

富岡小学校PTA組織図



常任委員会とは・・・
学年委員会、推薦委員会、校外委員会の3つの委員の総称です。3委員会はP(保護者)とT(教職員)で構成されています

1-3 役員会（PTA執行部）

本会の執行機関であり、会長、副会長、書記、会計、教職員より会計（副校長）、書記（教務）で構成し、PTA運営活動をしています。

① 会長 1名

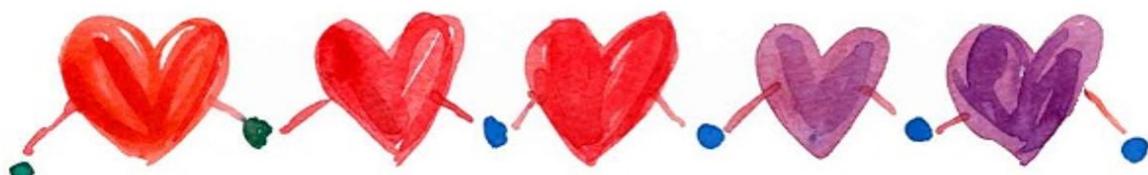
本会の代表として、PTAの総括、地域・小学校間の連携、内外において様々な活動に関わります。

主な活動内容 	<ul style="list-style-type: none">● PTA主催行事の参加● 学校主催行事の参加（入学式、運動会、卒業式他）● スクールゾーン対策協議会の主催● 放課後キッズクラブ運営委員会の主催● 横浜市PTA連絡協議会、金沢区PTA連絡協議会の出席● 富岡中学校区、富岡東中学校区行事の出席● 学校・地域、ボランティア組織等との連携● 近隣学校行事の参加 <p style="text-align: right;">など</p>
--	--

② 副会長 2~3名

会長を補佐し、主に校内のPTA活動が円滑に行われるよう連絡、調整をします。また、学校、学年委員と協力をしながら活動を進めます。

主な活動内容 	<ul style="list-style-type: none">● PTA活動記録票の作成● 実行委員会の次第作成● 実行委員会活動のとりまとめ、連絡窓口● PTA総会の開催● 学年委員との連携● 書類の保管・管理● 「子ども110番の家」の新規募集と登録者の管理 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>書記と合同作業のものもあります。</p>
--	---	-------------------------





PTA活動が円滑に行われるよう、文書の作成・管理をします。また、係活動のとりまとめを、学校、副会長と協力をしながら行います。

主な活動内容 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実行委員会の議事録作成 ● 総会資料作成 ● 配付書類の作成 ● PTA広報紙(コミュニケーション)の作成 ● 転入児童へのPTA書類の用意・回収 ● 備品購入・管理・補充 <p style="text-align: right;">など</p>
-------------------	--

④ 会計 1~2名 教職員 1名



PTA活動が円滑に行われるよう、会費の運用を管理します。また、決算報告、予算案を作成します。

主な活動内容 	<ul style="list-style-type: none"> ● PTA会費の収支管理（通帳の管理） ● 学年委員の活動費管理 ● 会計報告の作成 ● 予算案の作成 ● 前期PTA総会において決算報告 <p style="text-align: right;">など</p>
-------------------	--

1-4 会計監査委員 2名



年に2回、会計報告が適正かどうかの監査をします。

主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 年に2回、10月・3月の定期監査 ● 監査結果を前期PTA総会において報告 ● スクールゾーン対策協議会会計監査
---------------	--

1-5 実行委員会



実行委員会は、役員会（執行部）、常任委員会の代表、校長・副校長で構成し、総会に次ぐ議決機関として総会で決定された事項の運営、各委員会で立案された活動計画の審議などを行います。

主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として毎月1回、実行委員会を開く。 ● 実行委員会において活動の報告 ● 学校行事のお手伝い（地域交流室清掃など） <p style="text-align: right;">など</p>
---------------	--

1-6 委員会活動 — <常任委員会> 学年委員会・推薦委員会・校外委員会

委員会の構成員と役割

委員会活動は、委員長、副委員長、委員で役割分担をして、一年間活動をします。活動内容は、後期PTA総会で会員に報告をします。

正 委 員 長 (1名)	<ul style="list-style-type: none">活動のとりまとめ(進行・管理)・定例会の開催役員会(執行部)との連絡窓口委員担当の先生との連絡窓口
副 委 員 長 (1名)	<ul style="list-style-type: none">委員長の補佐
委 員	<ul style="list-style-type: none">定例会に出席し、委員会活動を担う。

① 学年委員会 2年～6年の各学年より1名



各学年のPTA行事を担当し、学年ごとに企画、運営をします。

『PTA行事学年担当表』

学 年	担当のPTA活動	活動の内容
1年生	なし	なし
2年生	給食体験	給食の試食を通して学校給食の様子と理解を深める会を運営
3年生	パトロール	パトロール活動に関する全般(下校時パトロール日程表作成)
4年生	広報	広報誌を年に2回発行。そのための取材、校正
5年生	保健	学校保健委員会に出席、給食白衣修繕。講演会に出席。
6年生	ベルマーク	ベルマーク、テトラパックの回収、集計

主な活動内容 (分担して行います) 	<ul style="list-style-type: none">前述の学年が担当するPTA行事の活動実行委員会に各学年1～2名が出席学年代表委員会に出席(3月は実行委員会と合同)区PTA連主催の講演会など動員要請があるものに出席前期・総会に出席学年担任との交流会を開催学年懇談会で実行委員会の報告、会員の意見を収集
---	---

② 推薦委員会 2年～6年の各学年より 1名



次年度のPTA執行部役員及び会計監査委員の候補者を選出します。

主な活動内容 	<ul style="list-style-type: none">役員および会計監査委員の候補者を推薦実行委員会に1名～2名出席前期・後期総会に出席
---	---

③ 校外委員会 各地区より 1～5名



校外委員は学年単位で選出される他の委員と異なり、地区ごと(町内会・自治会単位)に選出されますが、PTA委員会の一つで委員経験になります。

地域の活動や小・中学校の行事に参加しながら、富岡地区の子供の校外生活を見つめ、どの子も健全な生活を送れるように考え、その実現に向けて活動している委員会です。

主な活動内容 (分担して行います) 	<ul style="list-style-type: none">毎月第2火曜日定例会スクールゾーン対策協議会関連活動(6月 協議会開催)新一年生交通安全教室協力・・学校主催の安全教室のお手伝い春・秋の交通安全週間旗振り指導・・・各地区に旗振りを依頼地域の諸団体活動への参加(駅頭キャンペーンなど)各登校班の世話人(保護者)への連絡窓口、登校班編成方面別下校訓練協力金沢区自転車マナーアップ3世代大会に参加実行委員会、前期・総会に出席富岡中学校・富岡東中学校 学校・家庭・地域連絡事業
---	--

※世話人については9その他、9-2地域の活動をご覧ください。



1-7 係（お手伝い要請・ボランティア要請）



富岡小学校では、皆で参加をするPTAを目指し、

その年度に役員、委員を引受けていない方には、1家庭に1回、係活動へのご協力を
お願いしております。

どの係活動も1年間で1回、1時間～2時間程度の作業です。

係は、PTA活動の内容に応じて募集をするため、毎年同じ係の募集があるとは限りません。

その都度、要請のお手紙が配られますので、その内容に従って、できるものをできる範囲でご協力いただければと思っています。

内容や時期は学校だよりをご覧になり、ご検討ください。

《係の仕事内容》 他にも募集があるかもしれません。

係 名	仕 事 内 容
前期・後期総会	総会当日の会場準備および総会出席、後片付け
運動会片付け	運動会当日のテントや椅子などの後片付け
運動会見守り隊	運動会当日の入退場門番、花壇立ち入り禁止呼びかけなど 校内パトロール、暑さ対策の手伝い
★ベルマーク集計	ベルマーク、テトラパックの集計
学校保健委員会	児童学校保健委員会に出席して話し合いに参加（該当者）
給食白衣点検・修繕	給食白衣のボタン付け、袖口ゴム交換などの補修
PTA主催イベント	受付や案内など
広報ボランティア	広報誌作成のお手伝い

* 係活動はPTA活動の一環です。

* ★は、ご家庭での作業となります。



2 委員選出および係の募集について

2-1 選出の基本ルール

富岡小学校のPTAは、



毎年1家庭で委員、または、係を1つ担当する。

児童1名につき、6年間の中で1回以上の委員会活動への参加。

という基本ルールをもとに選出しております。委員活動回数が、委員実績となり、記録されます。

2-2 委員の選出方法

① 役員（PTA執行部）会長1名、副会長2～3名、書記2～4名、会計1～2名、

会計監査委員2名

任 期	1年としますが、再任を妨げません。
選出時期	9月～公募
選出方法	① 推薦委員より「PTA役員候補者推薦票」を家庭数で配付し、全学年より公募します。 ② 会長・副会長・書記・会計・会計監査委員に推薦があった場合、候補者の同意を得て、後期PTA総会の7日前までに全会員に公示され、総会の承認を得て決定します。

③ 学年委員 2年～6年の各学年より1名

任 期	1年
選出時期	次年度委員を2月の懇談会にて選出
選出方法	8ページ「学年委員・推薦委員の選出方法と手順」を参照

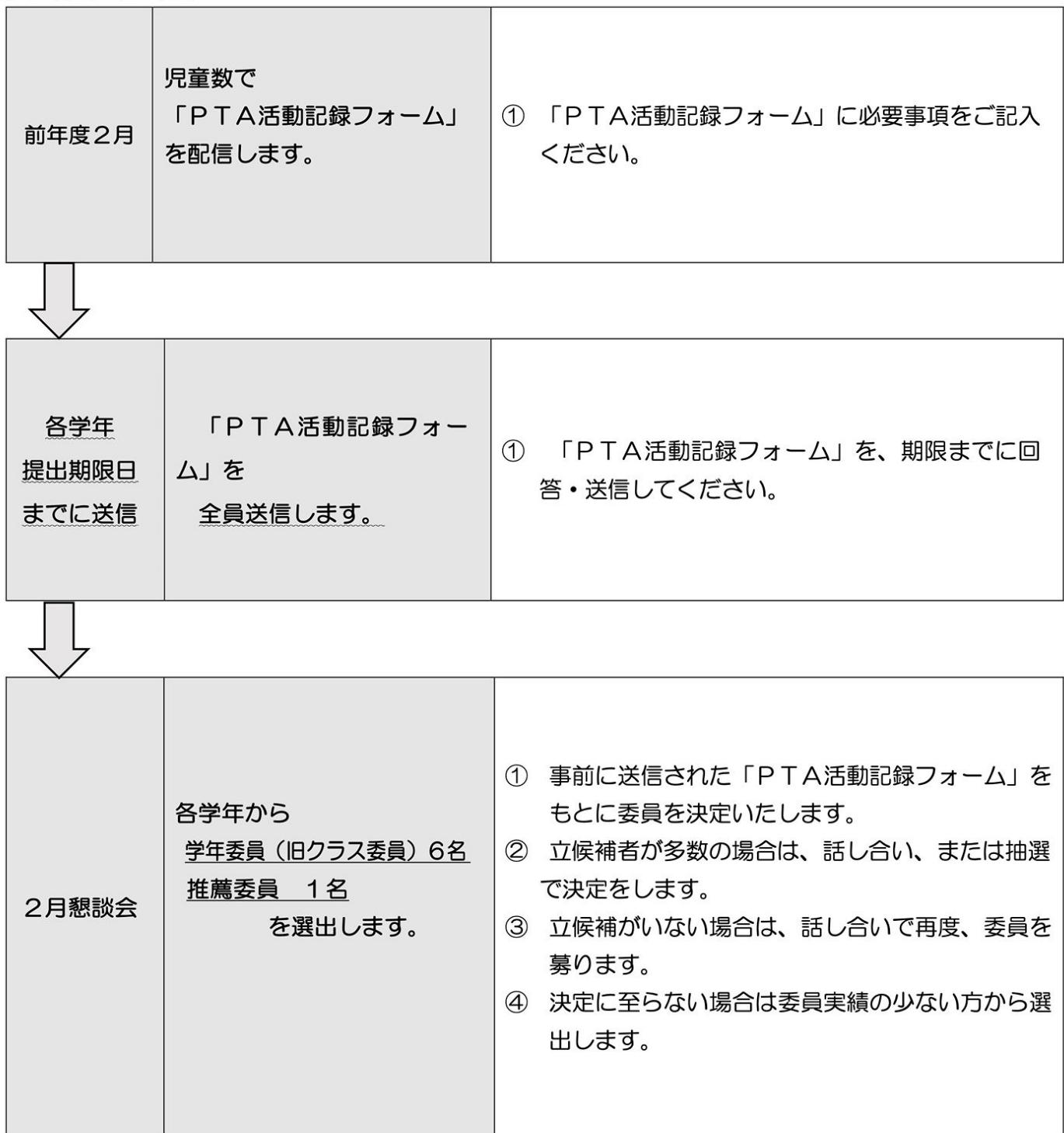
④ 推荐委員 2年～6年の各学年より1名

任 期	1年
選出時期	次年度委員を2月の懇談会にて選出。
選出方法	8ページ「学年委員・推薦委員の選出方法と手順」を参照

学年委員・推薦委員の選出方法と手順

新1年生には2年生進級前の2月懇談会に合わせPTA活動記録フォームを配信します。PTAが発行するお知らせに関し、紙での受け取りを希望されている方には従来のPTA活動記録票を配布します。

現1年生～5年生



⑤ 校外委員 各地区より1～5名

任 期	原則として2月～翌年3月 1年1か月（引継ぎ期間1か月含む） ※本人が希望し、PTA本部及び学校長の了承を得られた場合、1年毎（最長4年）の延長が可能
選出時期	10月以降
選出方法	① 現校外委員が新校外委員を募集します。 ② 各地区より1～5名選出します。
選出について の ガイドライン	原則として、 ・1家庭1回 ・未就園児がいない ・中高学年の児童がいる（いた） ・PTA本部役員経験者は除く（会計監査委員以外） ※家庭数が少ない地域では上記ガイドラインに沿えない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

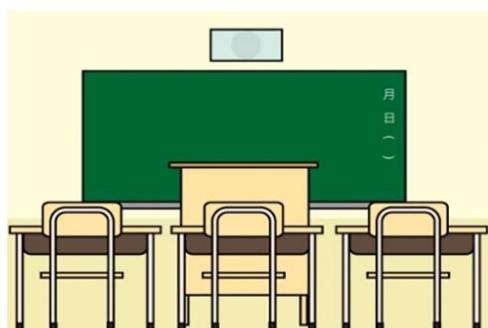
※世話人の選出は校外委員決定後、班ごとに決めます。



2-3 係の募集

その年度に、委員を引受けていない方には、係活動へのご協力を願いいたします。 委員実績にはなりませんが、短い時間でどなたでも参加ができるPTA活動です。

任 期	1年間で1回、1～2時間程度の活動
募集時期	時期に合わせて
募集方法	① 係活動募集（旧ボランティア募集のお知らせ）を家庭数で配付します。希望する係活動がありましたらその都度ご記入のうえ、担任の先生に提出してください。 ② 活動内容、日程などの詳細につきましては、お便りをご覧ください。



3 委員活動 および 係活動の免除



3-1 委員活動の免除

役員・委員実績による免除

委員を免除となるのは、次に当てはまる方です。

委員免除条件	役員（PTA執行部）経験者
	横浜市PTA連絡協議会常置委員会経験者
	校外委員長経験者
	校外委員2期（任期2年1ヶ月※引き継ぎ期間含む）連続経験者

委員をご希望される方は、この限りではありません。



3-2 係活動の免除

役員・委員実績による免除

係活動免除の権利が得られるのは、次に当てはまる方です。

係免除条件	役員（PTA執行部）・学年委員・推薦委員・校外委員・会計監査委員を任期中の方
	役員（PTA執行部）経験者
	横浜市PTA連絡協議会常置委員会経験者
	校外委員長経験者
	校外委員2期（任期2年1ヶ月※引き継ぎ期間含む）連続経験者

係をご希望される方は、この限りではありません。

※免除の権利が適用されるのは平成28年度の役員からとなります。

※校外委員2期連続経験者の免除の権利が適用されるのは令和4年度からとなります。



4 P T A活動記録フォーム

P T A活動の実績を記録するためのものです。児童数で作成し、在籍する子どもが卒業するまで使用します。

委員活動をした方は、活動実績が記録されます。2月懇談会前に配信しますので、提出期限までにご回答ください。

P T Aが発行するお知らせに関し、紙での受け取りを希望されている方には紙のP T A活動記録票を配布します。

P T A活動記録フォーム及びP T A活動記録票に記された情報は、P T A活動以外で使用することはありません。



5 P T A会費

会費は規約により、1世帯月額250円とし、年間11か月分、2,750円となります。

使用用途は、委員会活動費、運動会参加賞、卒業式記念品、慶弔費、横浜市P T A連絡協議会会費など、P T A活動の運営のために有効に活用しております。予算・決算報告は、前期P T A総会にて承認を受けております。

納入方法は、学年費と共に口座振替による引き落としとなります。詳しくは、学校から配付される「学校納入金のお知らせ」をご参照ください。

6 転出入について

6-1 転出される方

P T A活動記録票は、転出された時点で破棄されます。個人情報が残ることはありません。

6-2 転入された方

「富岡小学校P T A規約&ハンドブック」をご家庭につき1冊ずつ配付します。P T A活動に参加される際にご活用ください。

年度の途中で転入された方につきましては、その年度は、委員、係、共に免除となります。ただし、係をご希望される方は、その限りではありません。

P T A活動についてご質問がありましたら、学校までご連絡ください。



7 学校ボランティアについて

7-1 学校ボランティア

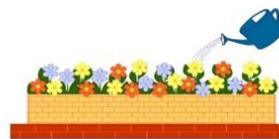
どなたでも参加できる活動です。委員実績にはなりません。委員や係を担当している方でも登録して活動することができます。

《現在活動中のボランティア》



ボランティア名	活動内容
図書ボランティア	図書ボランティアは下記二つに分かれています。
・読み聞かせ	隔週水曜日に子どもたちに朝の読み聞かせを行います。
・整備	図書室の装飾、蔵書整理

7-2 学校ボランティアの募集方法



任 期	ありません。
募集時期	年間を通して募集しています。随時紙面で募集しますので、お申込みください。
募集方法	活動内容、日程などについての詳細は、学校より紙面などでお知らせします。

8 保険

富岡小学校では、会員が安全なP T A活動を行うことができるよう配慮をしております。それでも起こり得る万が一の事故に備えて、3つの保険に加入しております。

8-1 日本スポーツ振興センターの保険

日本スポーツ振興センター保険につきましては『NAASH 独立行政法人日本スポーツ振興センター』のHPをご覧になるか、学校にお尋ねください。

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/home/tqid/102/Default.aspx>

8-2 安全教育振興会（安振会）の保険、安振会賠償責任補償制度

安振会の保険につきましては、配付済みのパンフレットもしくは学校にお尋ねください。年間費1世帯500円を徴収しております。

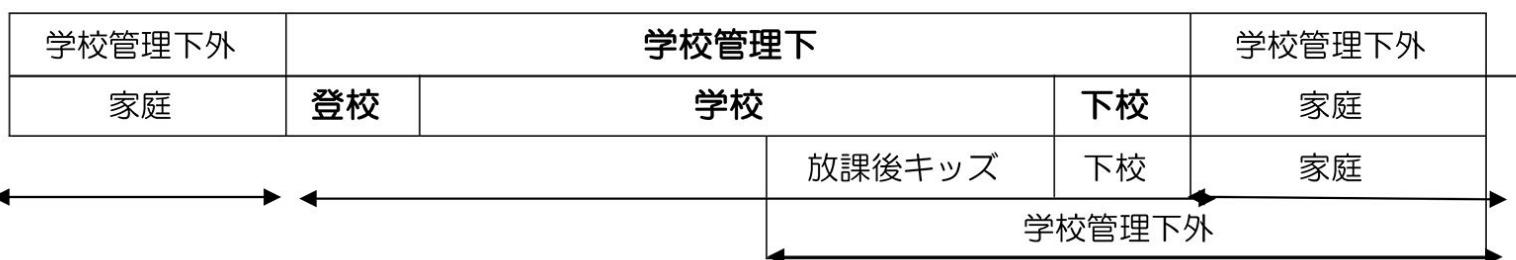
8-3 市P連団体傷害保険

市P連団体傷害保険の案内につきましては学校又はP T A役員にお尋ねください。

【令和2年度 加入保険一覧表】

名称		児童 被害事故	児童 加害事故	PTA会員 被害事故	PTA会員 加害事故
① 日本スポーツ振興センター	児童数で徴収 年額 460円	○ 学校管理下 のみ	×	×	×
② 安全教育振興会(安振会)	家庭数で徴収 年額 500円	○ 学校管理下外 のみ	×	○ PTA活動中	×
② 安振会賠償責任補償制度	安振会が負担	×	○ 24時間国内 のみ	×	○ PTA活動中
② P連団体傷害保険	家庭数で徴収 年額 68円	○ PTA主催・共 催の事業中の 事故	×	○ PTA主催・共 催の事業中の 事故	×

【学校管理区分について】



9 その他

9-1 金沢警察署情報発信メール

金沢警察署では身近な情報が素早く発信されるメール配信を行っています。近隣の不審者情報や振り込め詐欺検挙など様々な情報が配信されますので、是非ご活用ください。

kanakei.110@arrow.ocn.ne.jp



かなかいメールQRコードはこちら

9-2 地域の見守り活動

① 世話人

地区別に振り分けられた登校班に一人世話人がいます。

主な活動内容 	<ul style="list-style-type: none">● 登校班の名簿作り● 子どもたちの見守り、引き取り訓練に参加● 春、秋の交通安全週間中の旗振り管理● 新一年生、転入生へ登校班の説明● 地域行事への参加 など
------------	--

② 旗振り

世話人さんより指示された方が順番で子供たちの安全を見守ります。

主な活動内容 	<ul style="list-style-type: none">● 5・10の日に指定された場所にて旗振り● 春、秋の交通安全週間中の旗振り● 4月、新一年生見守り期間中の旗振り
------------	---

※旗振りに関しては地区ごとにやり方が異なります。各地区の指示に従ってください。

③ こども110番の家

「こども110番の家」とは、子どもたちが通学途中や帰宅途中に身の危険を感じることに遭遇したときに、子どもたちを安全に保護し、家庭や学校への連絡および警察への通報のご協力をしていただく民家・商店・事務所などのことです。「こども110番の家」には青いプレートが掲げられています。

目印になる青いプレートを地域内の多くの場所に設置することにより、子どもたちに安心感を与えるとともに、地域ぐるみで子どもたちを見守っていることを広くアピールし、子どもたちを犯罪から守ることを目的としています。また同時に犯罪の抑止効果もあります。

お子さんの通学路やよく通る道の「こども110番の家」をお子さんと一緒に確認しておくとよいでしょう。



③ 学援隊

富岡小学校では保護者一人一人が学援隊を合言葉に子供たちの登下校時の見守り活動や校内の見守り活動を行っています。家庭数で配られる腕章をつけ、校内に入るときには名札を付けるなどの活動を行っています。

このハンドブックは、規約と合わせて
大切に保管してください。

令和6年4月発行
横浜市立富岡小学校PTA